

令和8年「AI時代の知的財産権検討会（第12回）」の包括的分析と波及効果：生成AIプリンシプル・コード案と権利者・事業者の対立構造

Gemini 3.1 pro

序論：転換点を迎えたAI知財政策とソフトローの模索

2026年（令和8年）4月23日、日本のAI開発戦略と知的財産権保護の歴史において極めて重要なマイルストーンとなる「AI時代の知的財産権検討会（第12回）」が開催された¹。生成AI技術の急速な社会実装が進む中、日本はこれまで著作権法第30条の4という、世界的に見てもAI開発者に極めて有利な権利制限規定を維持してきた。この規定は、情報解析を目的とする著作物の利用を原則として許諾なしに認めるものであり、日本を「機械学習パラダイス」と称せしめる法的な基盤となってきた²。しかしながら、この第12回検討会では、技術の指数関数的な進化に伴う権利者側の深刻な経済的打撃と、AI事業者側に対する透明性の要求が限界点に達したことが明白に示されることとなった。

本検討会の最大のアジェンダは、「生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード（仮称）（案）」に対する白熱した議論と、それに向けられた各ステークホルダーからの共同意見書およびパブリックコメントの精査である¹。これまで理念的な議論や法解釈の枠内に留まりがちであった知財保護の枠組みが、具体的な「コード（規範）」として成文化され、実務的な運用プロセスに移行しようとしている点が、本会議の本質的意義であると言える。さらに、この日は単なる政府内での議論にとどまらず、政権与党である自由民主党から罰則を伴う規制案が浮上するなど、日本におけるAIガバナンスが根本的な岐路に立たされていることが複数の事象を通じて確認された日でもあった³。

本報告書は、第12回検討会で提出された膨大な資料、業界ごとの切実な要求、法的・技術的メカニズムの相克、そして同日に発表された自民党の法規制に向けた政治的動向を俯瞰する。そして、次世代のAIガバナンスがいかなる形へ収束していくのかを深掘りし、多角的な視点から精緻に分析を行うものである。

ステークホルダーの分断と提出資料の解剖：第12回検討会が浮き彫りにした力学

検討会において提示された資料群は、単なる意見の表明や要望の羅列にとどまらず、各業界の存亡を懸けた防衛策と、AI産業の覇権を握ろうとするテクノロジー企業との間の強烈なトレードオフを浮き彫りにしている¹。議事次第によれば、パブリックコメントで寄せられた主な意見（資料1）に加え、出版、放送、音楽、そしてIT技術産業からの提出資料が一堂に会し、それぞれの立場からの切実な主張が交錯した¹。

以下の表は、本検討会において提出された主要な資料と、それぞれの提出団体が背負う業界的背

景、および推測される基本スタンスを整理したものである。

資料番号	提出団体	業界的背景と主要な関心事	プリンシプル・コードに対する基本スタンス
資料2	日本書籍出版協会、日本雑誌協会、デジタル出版者連盟	出版・活字メディア。海賊版サイトからの学習や、テキスト生成AIによる著作物の代替リスクに直面。	透明性の完全なる担保と、実効性のあるオプトアウト機能の義務化を強く要求。
資料3	日本民間放送連盟	テレビ・ラジオ放送業界。映像・音声コンテンツの無断学習と、フェイクニュースやディープフェイクへの懸念。	報道コンテンツの保護と、AI事業者による適切な対価還元の様組み構築を志向。
資料4	日本レコード協会、国際レコード・ビデオ製作者連盟(IFPI)	音楽・エンターテインメント業界。国家的なコンテンツ輸出戦略を牽引。声や楽曲の無断生成(模倣)に危機感。	表現の自由の保障と、IPに対する投資回収(エコシステム)を保護するための厳格なルール化を要求。
資料5	電子情報技術産業協会(JEITA)	IT・エレクトロニクス産業、AI開発事業者。学習データの確保とグローバルな開発競争力の維持が至上命題。	【非公開】過度な規制や学習プロセスの完全開示が、営業秘密の漏洩やイノベーション阻害に繋がることを懸念。

出版・メディア・放送業界の危機感と「実効性」の要求

一般社団法人日本書籍出版協会、日本雑誌協会、デジタル出版者連盟からの共同提出資料(資料

2)、および日本民間放送連盟からの提出資料(資料3)は、既存のコンテンツ産業が直面している「代替リスク」に対する強烈的な危機感で一貫している¹。これらの業界は、長年にわたり多額の資本と人的リソースを投じてコンテンツを制作してきたが、生成AIの登場により、その制作プロセスそのものがディスラプト(破壊)される危機に瀕している。

特に報道機関や新聞協会・会員社が抱く懸念は極めて深刻である。報道コンテンツが無断でAIに学習され、その結果としてAIがニュースメディアの代替として機能すること(例えば、検索エンジンのAI要約機能によるゼロクリック・サーチの蔓延など)によるトラフィックの篡奪が問題視されている⁴。ニュースメディアにとって、ウェブサイトへのトラフィックは広告収入やサブスクリプション獲得の生命線であり、AI事業者がコンテンツを無断でスクレイピングし、ユーザーに直接回答を提供することは、メディアのビジネスモデルを根底から破壊する行為に他ならない。

メディア側は、技術的な解決策(例えばウェブサイト上のrobots.txtによるクローリング拒否や、AI事業者に対するオプトアウトの意思表示など)が登場していること自体は認知しているものの、それらが実運用において「実効性」を欠いていると厳しく指摘している⁴。事実、悪意のあるクローラーや、robots.txtの規約を無視してスクレイピングを行う海外の事業者に対して、個別の権利者が対抗措置を講じるコストは非現実的である。また、一度学習されてしまったデータを取り除く「アンラーニング(機械非学習)」の技術は未だ発展途上であり、事後的な救済は極めて困難である。したがって、これら業界の要求は、AI事業者に対する「透明性の担保」を法的または強力なソフトローの枠組みで義務付ける方向へと向かっている。

音楽・映像業界が描く国家戦略と知財保護の不可分性

日本レコード協会(RIAJ)および国際レコード・ビデオ製作者連盟(IFPI)からの提出資料(資料4)は、著作権保護を単なる「権利者のエゴ」や「既得権益の死守」としてではなく、「国家の経済戦略の基盤」として位置づけている点が極めて特徴的である¹。

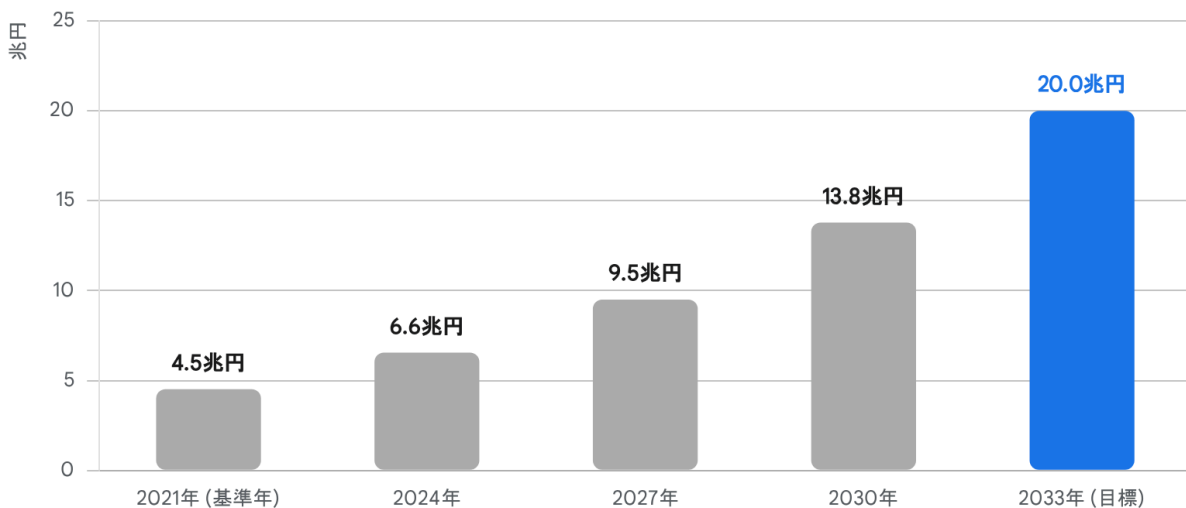
音楽・エンターテインメント産業の戦略的目標は、政府の成長戦略とも連動しており、極めて野心的である。政府と連携したロードマップによれば、日本のコンテンツ産業は「日本で創り、世界に届ける取組」を強力に推し進めるフェーズに入っている⁵。新機軸のGDP達成ケースにおいて、2033年までにコンテンツの海外売上高を20兆円にまで引き上げるというマクロ経済上のKGI(重要目標達成指標)が設定されている⁵。これは、2021年から2033年までの年平均成長率(CAGR)にして13.2%という驚異的な成長を要求するものである⁵。さらに、海外での売上を日本国内に還流させるための指標として、海外受取額2.6兆円、資金回収率13%を実現するという具体的な中間目標までが設定されている⁵。

日本のコンテンツ産業における海外売上高目標（2033年）



海外売上高の成長軌道（推計）

● 推計値 ● 2033年目標



新機軸ケースにおける2033年までのコンテンツ産業の海外売上高および海外受取額の目標。強力な知財保護（AIコード等）は、この年平均成長率13.2%の達成を下支えする不可欠なインフラと位置付けられている。

データソース: 経済産業省（「日本レコード協会」生成AI検討会 第12回 プレスリリース）

これらの壮大な目標を達成するためには、「作品の中身に影響を与えず、クリエイターの表現の自由を保障する」政策支援や、IP・人材・デジタルに対する国内投資、さらには国際流通網やファンダム形成への海外投資といった、大規模・長期・戦略的かつハイリスク・ハイリターンな新しい取組への挑戦を優先して支援することが不可欠とされている⁵。ここで極めて重要なのは、世界市場で20兆円を稼ぎ出すための基盤となるIP(知的財産)が、無秩序なAI学習によって希釈化され、あるいは模倣モデルによって市場を奪われれば、この国家戦略自体が根底から瓦解するという構造的危機感である。

音楽業界においては、アーティストの「声」や「歌唱スタイル」を模倣するAIの脅威が既に顕在化している。レコード協会等からの意見は、単なる著作権侵害への抗議を超え、「AIと共存しつつ、人間のクリエイティビティに確実なリターン(回収率13%)をもたらす経済的エコシステムの死守」を要求して

いと読解すべきである⁵。IPへの投資が回収できない市場環境となれば、新たな才能の発掘やコンテンツ制作への資金循環が停止し、結果として日本のソフトパワーは急速に衰退することになる。

テクノロジー業界の秘匿性と「非公開資料」が示唆する力学

権利者側の強い要求と鮮やかな対比をなしているのが、一般社団法人電子情報技術産業協会（JEITA）の提出資料（資料5）の扱いである。この資料が検討会の議事次第において「非公開」とされている事実は、AI開発事業者側の置かれた複雑な立場と、テクノロジー業界特有の競争環境を雄弁に物語っている¹。

AI開発における学習データの収集手法、フィルタリングのアルゴリズム、特定のドメインからのスクレイピング回避技術、そして学習済みデータの構造やパラメーターの調整方法は、AI事業者にとって最も核心的な営業秘密（トレードシークレット）である。権利者側から強く求められる「透明性の確保」や「学習除外プロセスの完全開示」は、自社の技術的優位性を競合他社（特に規制の緩い海外の巨大テック企業）に暴露することに直結する甚大なリスクを孕んでいる。

JEITAの非公開資料には、著作権法上の適法性（第30条の4の枠内での活動）を主張しつつも、過度な開示義務や硬直的な運用ルールがイノベーションを阻害し、日本のAI産業のグローバル競争力を決定的に削ぐという強い懸念が、詳細な技術的背景とともに記されていると推認される。AIモデルの性能は学習データの「量」と「多様性」に大きく依存するため、権利者からのオプトアウト要求に過剰に配慮すれば、モデルの精度低下を招きかねない。「権利保護のための透明性」と「産業競争力のための機密性」の衝突こそが、本検討会における最大のコンフリクトであり、双方が納得する着地点を見出すことがいかに困難であるかを示している。

「プリンシプル・コード（案）」の深層分析と実装へのハードル

本検討会の核心である「生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード（仮称）（案）」は、法律による一律の罰則付き規制（ハードロー）ではなく、関係者の自主的な規範と協調に期待する「ソフトロー」の形式をとっている¹。このアプローチは、急速に変化する技術動向に対して、法改正という時間のかかるプロセスを経ずに柔軟に対応しようとする日本政府の意図を反映している。参考資料1-1、1-2として日本語版および英語版の案が提示され、さらに参考資料2-1、2-2として概要開示対象事項の具体例が示されていることから、単なる理念の共有を超えた、国際的な発信をも見据えた実践的なフレームワークの構築を目指していることがわかる¹。しかし、その内容はかつてないほど具体化されており、AI事業者に対して実務的な対応プロセスを強く迫るものとなっている。

権利侵害基準の明確化と「プロセス開示」の原則

コード案に対する権利者側からの最も強い要求の一つが、「権利侵害の内容の明確化」と「プロセスの開示」である。共同意見書や提出資料の中では、AI事業者側が単に「著作権法に則り、適法に学習している」という抽象的な宣言を行うだけでは全く不十分であるとの認識が示されている。どのような状況であれば「侵害していない」とするのかの基準や、具体例を含めて明確にすべきだという声が強⁶。

さらに踏み込んで、著作権法の権利制限規定に基づいて著作物を利用することを前提とするのであれば、その拡大解釈が起きないように厳格な基準や、どのような状況において権利の侵害が起きて

いないと考えるのかも含めて、事業者としての立場を透明に開示すべきであると要求している⁶。

特に重大な争点となっているのが「海賊版サイトからの学習排除の明確化」である⁶。AI事業者がウェブ上を広くクロールしてデータセットを構築する際、意図せず海賊版サイト(無断転載された漫画、小説、画像などの侵害コンテンツの集積地)を学習データに取り込んでしまうリスクは常に存在する。権利者側は、AI事業者がデータセットに侵害コンテンツが混入していないかを「具体的にどう精査したのか」、そのフィルタリングプロセスの開示を原則化すべきだと主張している⁶。これは、単なる結果の報告ではなく、AIモデルのクレンジング工程に対する外部監査的な要請であり、開発者にとっては技術的負荷とリソースの逼迫を招く極めて高いハードルである。

画風・作風の模倣(LoRA等)に対する事業者責務の再定義

基盤モデル(Foundation Model)の無断学習以上に、現場のクリエイターからの怒りを買って、深刻な経済的被害をもたらしているのが、特定のクリエイターの「画風」や「作風」をピンポイントで模倣するための追加学習機能(LoRA: Low-Rank Adaptationなどに代表される技術)の存在である⁶。

これらの技術は、数枚の特定のイラストレーターの画像を追加で読み込ませるだけで、その作家と見紛うような生成物を大量生産することを可能にする。伝統的な著作権法において「アイデア」や「作風」「画風」それ自体は保護の対象外とされてきた。しかし、生成AIという特異な環境下においては、作風の模倣がクリエイターの生計を直接的に脅かす事態となっている。

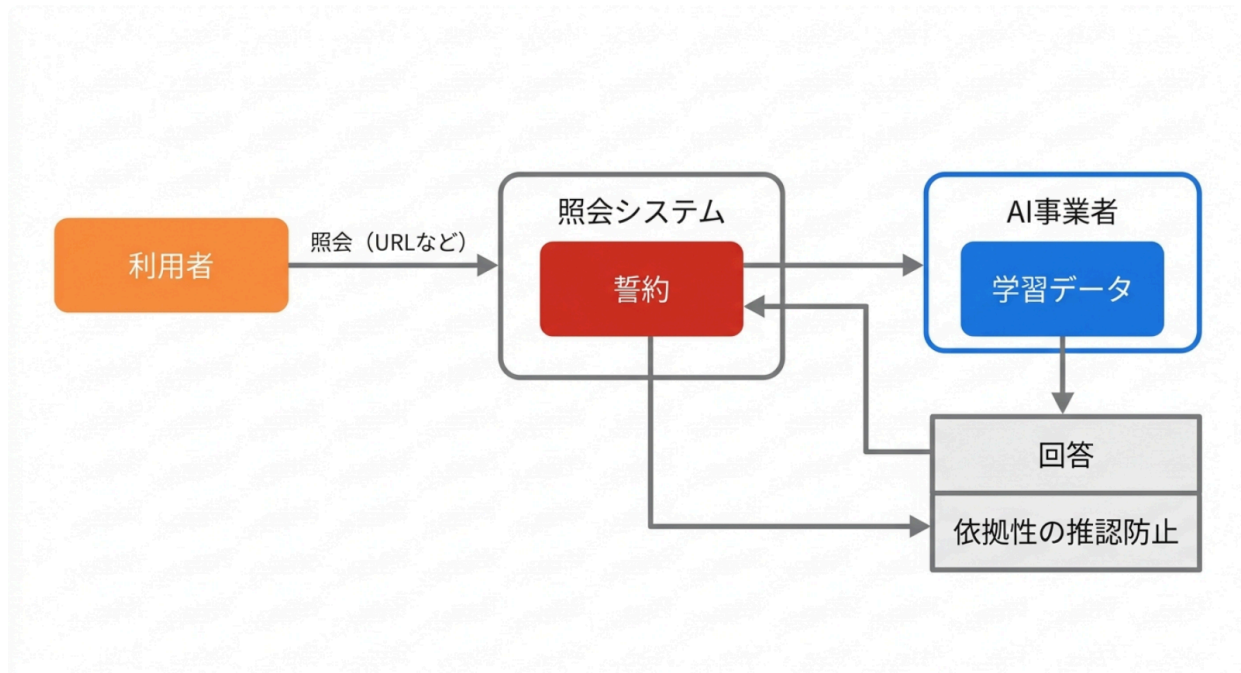
プリンシプル・コードに対する意見書では、特定の権利者の権利を侵害する可能性が高い「追加学習(LoRA等)」機能の提供そのものや、それを助長するインターフェースの制限を、事業者の責務として盛り込むべきだという強い圧力がかけられている⁶。例えば、プロンプト入力画面において特定の存命作家の名前をサジェストする機能の停止や、明らかな模倣目的の追加学習モデルを共有するプラットフォームに対する規制などがこれに該当する。これは、著作権法が長らく保護してこなかった領域に対し、ソフトローの枠組みを通じて実質的な保護網をかけようとする試みとして極めて重要であり、知財の概念そのものを拡張しようとする動きと言える。

依拠性の推認回避と「誓約」メカニズムの法的ブレイクスルー

生成AIによる著作権侵害に関する議論において、常に最大の障壁となってきたのが「依拠性」の立証である。著作権侵害が成立するためには、生成されたコンテンツが既存の著作物と似ているという「類似性」に加えて、既存の著作物を基にして(アクセスして)創作されたという「依拠性」が証明されなければならない。ブラックボックス化された大規模言語モデルや画像生成AIにおいて、この「依拠性」の立証は権利者側にとって極めて困難であった。

この法的なジレンマに対する、プリンシプル・コード案における最も画期的なアプローチが、AIソフトローとしての「透明性確保を通じた依拠性の確認メカニズム」である²。骨董通り法律事務所の橋本阿友子弁護士の分析によれば、利用者が特定のURL(例えば自身のイラストが掲載されたウェブページや、自社コンテンツのアーカイブなど)について、AI事業者から「このデータは学習に含まれているか」と直接照会できる仕組みが構想されている²。もしAI事業者から「当該URLは学習データに含まれていない」との回答が得られれば、法的に「依拠性」の推認は覆されることになる。これにより、そのAIを利用する一般ユーザーや事業者は、意図せぬ著作権侵害のリスクを恐れることなく、安心して生成AIを利用しやすい環境が整う²。

学習データ照会メカニズムにおける依拠性の排除と法的誓約の構造



利用者が学習状況を照会し、回答を得るプロセス。AI事業者の回答拒否を防ぐため、照会結果を訴訟等に用いない「誓約」を前提とすることで、事業者の透明性向上と利用者の法的安全性確保の両立を図っている。

しかし、この画期的な照会システムにも重大な問題が潜んでいる。仮にAI事業者が照会に対して正直に「はい、あなたのデータを学習しています」と回答した場合、その回答自体が、将来的な著作権侵害訴訟における決定的な証拠（依拠性の自白）として使われる危険性がある。このような法的リスク（自己負罪の危険）を恐れれば、AI事業者はあらゆる照会に対して一律に回答を拒否、あるいは黙秘するインセンティブが働き、結果として透明性確保の仕組み自体が完全に機能不全に陥ってしまう。

この深刻なデッドロックを解消するためのメカニズムとして考案されたのが、「誓約」という条件である。利用者がAI事業者に対して照会を行い、その結果として得た回答は、訴訟等の法的措置の証拠として用いないことを事前に誓約することが求められるのである²。この「誓約」の存在により、AI事業者は法的リスクから解放され、迅速かつ誠実に開示要求に応じやすくなる。これは、技術的な透明性の向上と法的な安全網をバーターで取引する、極めて高度な法的設計（リーガル・エンジニアリング）の産物であり、ハードローには真似のできない柔軟な実務解決策として高く評価されるべきポイントである。

社会的反響の広がりとは産業への波及：金融セクターの参入

この第12回検討会とプリンシプル・コード案に対する反響は、出版や音楽といった直接的な被害を訴えるクリエイティブ産業にとどまらず、日本経済の根幹を成す他産業にも急速に波及している。その最たる例であり、社会的なインパクトを物語っているのが、一般社団法人金融データ活用推進協会(FDUA)によるパブリックコメントへの積極的な意見提出である⁷。

FDUAは、2026年4月に「生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード(仮称)(案)」に対して公式に意見を提出したことを公表している⁷。金融業界は、その事業の性質上、顧客の極めて機密性の高い財務データや個人情報、市場データを扱うため、コンプライアンスや法リスクに対して極めて保守的かつ厳格な基準を持っている。

近年、金融機関においても社内業務の効率化や顧客価値向上(Trustの構築)のために生成AIの導入が急速に進んでいる⁷。FDUA自身も、生成AIを用いたフィッシング詐欺サイトの検知システムをリリースするなど、技術の積極的な活用を推進している⁷。しかし、金融機関が導入するAIモデルが、仮に他者の知的財産権を侵害して構築された「汚染されたモデル」であった場合、それを利用した金融機関自身が甚大なレピュテーションリスクを負い、最悪の場合は損害賠償訴訟に巻き込まれるリスクがある。

金融業界からの意見提出は、生成AIの知財問題が「クリエイター対AI開発者」という局所的な対立構図を完全に超え、「AIを活用するすべての事業会社(エンタープライズ)にとっての共通の法的リスク・経営課題」へと変質したことを決定づけるものである。AIモデルの透明性と知的財産の保護(すなわちプリンシプル・コードの遵守)は、単なる倫理的な要請ではなく、今やAIが他産業へ実装され、社会インフラとして機能するための必須の「品質保証(Quality Assurance)」基準となっているのである。FDUAの参画は、コードの実効性を担保する上で、需要側(ユーザー企業)からのプレッシャーという新たな力学が働き始めたことを意味している。

ソフトローからハードローへ：自民党による法規制へのシフトと「罰則」の浮上

第12回検討会が「ソフトロー」としてのプリンシプル・コードの策定を急ピッチで進めていたまさに同日である2026年4月23日、日本のAI政策の前提を根底から覆す可能性のある重大な政治的動向が報じられた。自由民主党のデジタル社会推進本部がAIに関する新たな提言案を取りまとめ、その中で「悪質事業者に罰則含めた対策検討」を政府に明確に求めたのである³。

このニュースが与えた反響と衝撃は計り知れない。これまで日本政府は、イノベーションを最優先し、過度な法規制による縛りを最小限にする「アジャイルなガバナンス」と、ガイドラインやプリンシプルといった「ソフトロー」を中心軸に据えてAI政策を推進してきた。内閣府知的財産戦略本部のAI検討会も、あくまで関係者の自主的な協調に基づく「コード」の策定が主要な目標であった¹。

しかし、与党・自民党の提言案において「罰則を含めた対策検討」という極めて強い文言が明記されたことは、欧州連合(EU)のAI法(AI Act)に見られるような、強力な法的拘束力と制裁を伴う「ハードロー」への明確な政策的シフトを示唆している³。この急激な方針転換の背景には、オプトアウトの意思表示を完全に無視し、海賊版サイトからの無差別スクレイピングを継続する一部の海外モデルや悪質事業者に対して、法的拘束力のないプリンシプル・コードだけでは実効的な抑止力が働かないという、クリエイター団体やメディア産業からの強烈な陳情と政治的圧力が作用していると分析され

る。

もし罰則付きの法規制、すなわちハードローが現実のものとなれば、日本はこれまでの「機械学習パラダイス」としての特異な地位を完全に放棄し、厳格なデータガバナンスを要求する規制国家へと大きく舵を切ることになる。これは、AIモデルの開発コストやコンプライアンス対応コストを跳ね上げ、AI事業者にとっては大きな逆風となる一方で、透明性の高い良質なデータを有する国内コンテンツホルダー（出版社、放送局、レコード会社など）の交渉力を飛躍的に高めるといふ、巨大な経済的パラダイムシフトを引き起こすことになる。

中長期的な展望と結論：グローバルなルールの結節点としての日本

第12回検討会における多岐にわたる議論と、各産業からの提出資料、そして同日に起きた政治的動向を総合的に総括すると、日本は現在、AI開発における「技術的成長と権利保護のトレードオフ」という人類史的な課題に対し、最終的な決断を迫られる転換点に立っていると言える。

一方の極には、国家主導で力強く推し進められる「2033年・海外売上20兆円」という巨大なIP輸出産業へのロードマップが存在する⁵。この目標を達成し、日本の経済成長の牽引力とするためには、世界的な競争力を持つ高品質なアニメ、音楽、漫画、そして正確性が担保された報道コンテンツが無断でAIに搾取され、粗悪なコピーや代替品として世界市場に氾濫することを防ぐ、強固な知財保護の盾が必要不可欠である。

しかし他方で、AI技術そのものの継続的な発展と国産基盤モデルの育成もまた、国家の生存戦略である。過度で硬直的なデータ収集規制や開示義務は、国産AIモデルの精度低下を招き、結果として海外の巨大プラットフォームへの技術的・経済的依存をさらに深めるといふ致命的な結果をもたらす。JEITAが非公開資料を通じて政府に訴えかけたかったのは、まさにこの産業競争力の喪失という悪夢への強い恐怖であると推察される¹。

この相克する両者のギリギリの妥協点として提示されたのが、本検討会の「プリンシプル・コード（案）」であった。特に、「訴訟利用禁止の誓約」と引き換えに事業者の透明性を引き出し、依拠性の推認をコントロールするという高度な法的仕組みは、ハードローの硬直性を回避しつつ実務的な解決を図る、世界でも類を見ない日本独自の法務的アプローチとして高く評価できる²。金融機関等のエンタープライズ層もこのコードに注目し、AI活用の品質保証の基準として取り入れようとしている動きは、ソフトローが一定の社会的規範として機能し始める兆しである⁷。

しかしながら、同日に噴出した自民党による「悪質事業者への罰則検討」というハードロー路線の急浮上は、自主規制に頼るソフトローの限界と脆弱性を早くも露呈させるものであった³。悪意を持ったフリーライダーに対しては、いかに精緻なコードであっても無力であるという現実的な認識が、政治の側から突きつけられた形となる。

結論として、「AI時代の知的財産権検討会（第12回）」は、日本のAI政策が単なる技術振興や法解釈の議論というフェーズから、巨大な既得権益、国家の経済戦略、そして法的強制力が複雑に絡み合う「本格的なルールメイキングの実装フェーズ」へと完全に移行したことを告げる歴史的な会議であった。今後、プリンシプル・コードが実業界において有効な機能を発揮し、ステークホルダー間の均衡を保つことができるのか。あるいは、コードの実効性の限界が露呈し、最終的には自民党が主導す

る罰則付きのハードローへと吸収され、より強権的な規制環境へと移行していくのか。その帰趨は、日本のコンテンツ産業とIT産業の未来のみならず、生成AIという世紀のテクノロジーに対するグローバルな法秩序の形成にも、甚大な影響と波及効果を与えることになるだろう。日本は今、技術と権利の共存という未踏の領域において、世界のモデルケースとなるべきルールの結節点に立たされている。

引用文献

1. AI時代の知的財産権検討会(第12回)議事次第, 4月24, 2026にアクセス、
https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/dai12/index.html
2. 機械学習パラダイス・日本におけるAIソフトロー『AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード(仮称)(案)』橋本阿友子 | コラム | 骨董通り法律事務所 For the Arts, 4月24, 2026にアクセス、
<https://www.kottolaw.com/column/260126.html>
3. 自民・デジタル社会推進本部がAIに関する提言案 悪質事業者に“罰則含めた対策検討”, 4月24, 2026にアクセス、
<https://news.livedoor.com/topics/detail/31082791/>
4. 「生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード」, 4月24, 2026にアクセス、
https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/dai11/shiryo2.pdf
5. 第12回エンタメ・クリエイティブ産業政策研究会(事務局資料), 4月24, 2026にアクセス、
https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/entertainment_creative/pdf/013_03_00.pdf
6. 生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード(仮称), 4月24, 2026にアクセス、
https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/dai12/shiryo2.pdf
7. 「生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード(仮称)(案)(内閣府)」への意見を提出いたしました | FDU, 4月24, 2026にアクセス、
<https://www.fdua.org/news/20260127>